

奈良県告示第二百八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき県営土地改良事業（県営農業水利施設整備・診断事業・曾我川大樋地区）計画を定めたので、同条第五項の規定により、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和七年十月二十一日

奈良県知事 山下 真

一 縦覧期間

令和七年十月二十二日から同年十一月十一日まで

二 縦覧場所

橿原市役所並びに三宅町役場、田原本町役場及び広陵町役場